

# 名古屋港管理組合公報

平成17年4月1日  
(金曜日)  
第348号

## 目次

### 条例

○名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	1
○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	1
<b>規則</b>	
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	2
○旅費条例施行規則の一部を改正する規則	4
○名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	5
○名古屋港管理組合公有財産管理規則及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
○名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則	8
○名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則等の一部を改正する規則	8
<b>告示</b>	
○平成15年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	10
○平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	11
○平成17年度名古屋港管理組合予算の要領	12
○平成16年度名古屋港管理組合補正予算の要領	18
○平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正	19
○港湾施設の使用再開	20
○名古屋港ポートビルの施設の変更	20
<b>訓令</b>	
○出勤簿処理規程及び名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部を改正する規程	22
○名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正	22
○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正	22
<b>公告</b>	
○名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立造成地の分譲公募	23
<b>議会事項</b>	
○名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正	25
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	25
<b>監査委員事項</b>	
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	25

## 条例

名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

**（趣旨）**  
**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十二年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

**（報告の時期）**  
**第二条** 任命権者は、毎年八月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

**（報告事項）**  
**第三条** 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

一 職員の任免及び職員数に関する状況  
二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況  
三 職員の分限及び懲戒処分の状況  
四 職員の服務の状況

五 職員の研修及び勤務成績の評定の状況  
六 職員の福祉及び利益の保護の状況  
七 その他管理者が必要と認める事項

**（公表の時期）**  
**第四条** 管理者は、毎年七月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

一 勤務条件に関する措置の要求の状況  
二 不利益処分に関する不服申立ての状況

**（公表の方法）**  
**第五条** 管理者は、第二条の規定による報告及び前条の報告を受けたときは、毎年九月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

**（委任）**  
**第六条** 前条の規定による公表は、名古屋港管理組合公報への登載その他の適切な方法により行うものとする。

**第七条** この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

**附則**  
この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合条例第三号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十二条の三及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

- 第一百六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。
- 一 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
  - 二 役務の提供を受ける契約で毎年四月一日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 通 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第四号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の第五第四項中「（常態として当該子を養育することができる配偶者（当該子の親である者に限る。）がいない職員に限る。）」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第五号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 小学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護をする場合

第二条第七号の二中「一親等の親族」の下に「小学校就学の始期に達するまでの子を除く。」を加える。

第一条第八号の四を次のように改める。

前条各号の場合における職務に専念する義務の免除の日数又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数又は時間とする。

一 前条第一号、第二号、第四号、第五号及び第八号の五から第十七号までの場合 任命権者が別に定める日数又は時間

二 前条第三号の場合 引き続いて七日以内

三 前条第六号の場合 公務傷病又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第二条

第一項の規定により派遣された職員の派遣先の団体又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者の公益法人等派遣条例第九条各号に掲げる特定法人若しくは職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第一号）第八条第一項に規定す

る特別法人職員の同項に規定する特別法人における業務上の傷病の療養の場合については任命権者が別に定める日数、その他の場合については引き続いて百八十日以内（再任用短時間勤務職員（一週間の勤務日数が四日である者に限る。）については一年につき六十日以内、その他）の再任用職員については一年につき七十五日以内）

四 前条第七号の場合 一年度（四月一日から翌年三月三十日までをいう。）につき五日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては四日をもつて三十一時間とする。）

五 前条第七号の二の場合 引き続いて四日以内（職務に専念する義務を免除される日の初日から一月以内において、半日又は時間単位に分割して免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては四日をもつて三十一時間とする。）

六 前条第八号の場合 配偶者が出産のために入院する日（配偶者が出産のために入院することを要しない場合にあつては出産の日）から出産日後四週間に引き続いて四日以内（多胎妊娠である場合又は職員の第一子以外の子に係る出産の場合にあつては、五日以内）

七 前条第八号の二の場合 妊娠六月（一月は二十日として計算する。以下この号において同じ。）までは四週間に二回、妊娠七月から九月までは一週間に一回、妊娠十月から分べんまでは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ二回につき必要と認められる時間

八 前条第八号の三の場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて一日を通じて一時間以内でそれぞれ必要とされる時間

九 前条第八号の四の場合 子が生後満二年六月に達する日までの間ににおいて、一日を通じてそれぞれ六十分以内の二回又は百二十分以内で必要と認められる時間

第二条第二項中「前項ただし書」を「前項第三号」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項第二号から第六号までに規定する」に改め、同条第五項中「休日」の下に「、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日」を加え、同条に次の二項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、再任用職員については、第一項第三号の場合における職務に専念する義務の免除の日数には、週休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含まないものとする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則第二条第一項第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「五日以内」とあるのは「八日以内」とする。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第六号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（昭和四十四年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条中「別表第二十九号」を「別表第十七号」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「別表第11十九号」を「別表第十七号」に改め、  
同条を第六条として、第八条を第七条とする。  
別表第11十九号は廃止する。

別表（第2条関係）

番号	勤務内容	勤務内容の細分	手当	
			金額	備考
1	塗装（さび取りを含む。）、鍛冶、溶接又は動力による製材の作業		日額 円 60	
2	換気不十分な屋内において、強酸、強アルカリ、劇薬、刺激性有臭薬品等を用いて行う作業		日額 70	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
3	水面上又は地上8メートル以上の足場の不安定な箇所において行う作業		日額 150	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
4	水面に浮遊、たい積している障害物、汚物等の処理作業		日額 60	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
5	係船浮標、ボイラー、揚排水ポンプ、こう門暗きよ又は港内排水口内における不良箇所の修理、内部の清掃等の作業		1回 300 グランドパッキングの取替え作業を行う場合には、1回について100円を加算する。	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
6	起重機の運転及び整備の作業		日額 60	
7	稼動中の冷房又は暖房の機器の保守管理作業		日額 60	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
8	ひき船に常時乗船して行う作業	ひき船の甲板作業 ひき船の機関作業 ひき船の無線電話機通信業務	月額 800 船長以外の甲板員が船長の業務を代行した場合には、日額80円を加算する。 月額 1,200 機関長以外の機関員が機関長の業務を代行した場合には、日額80円を加算する。 月額 800	
9	船舶（ひき船を除く。）の乗組員の作業		月額 800	
10	無線電話機による無線通信の業務		月額 800 電波法（昭和25年法律第131号）第39条の規定に基づく主任無線従事者として、無線設備の操作の監督を行う者については、月額300円を加算する。	
11	電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条の規定に基づき選任された電気主任技術者の業務		月額 1,500	本号の手当は、他の手当と併給することができる。

12	消防法(昭和23年法律第186号)第13条の規定に基づき選任された危険物保安監督者の業務		月額	1,000	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
13	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づき選任された整備管理者の業務		月額	600	
14	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第35条の規定による放射線取扱主任者免状を所有する者が、安全管理責任者として放射線障害の防止のため行う監督の業務		月額	600	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
15	交替制による夜間勤務	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる勤務	1回	350	本号の手当は、他の手当と併給することができる。
		正規の勤務時間による勤務の一部が深夜を除いた夜間(午後8時から午後10時まで及び翌日の午前5時から午前6時までの間をいう。)において行われる勤務	1回	300	
16	風水害その他非常災害により破壊され、又はそのおそれのある場合の橋りょう、河川、堤防、建物等の応急復旧又は防ぎよの作業		日額	300	本号の手当は、他の手当と併給することができる。本号の手当を支給する場合は、総務部長が管理者の承認を得て定める。
17	前各号の勤務内容に準ずるもの又は勤務の性質上特に必要と認めるものに対しては、総務部長は、管理者の承認を得て、勤務内容を指定し、手当額及びその支給方法を決定する。				

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(給与条例施行規則の一部改正)  
2 約款(給与条例施行規則(昭和11十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。  
第十八条の四第三項中「別表二十九号」を「別表第十七号」に改める。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

**名古屋港管理組合規則第七号**

旅費条例施行規則の一部を改正する規則  
旅費条例施行規則(昭和11十八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中「別表第一」を「別表第1」に改める。

別表第11中「別表第二」を「別表第2」に、「弥富町及び佐屋町」を「及び弥富町」に改める。

別表第11中「別表第三」を「別表第3」に改め、「尾西市」を削り、「日進市」の次に「、愛西市」を加え、「、葉栗郡、中島郡」を削り、「本巣市」の次に「、海津市」を加え、「、海津郡」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第二号から第五号までに掲げる経費(電信電話料及び一件百万円未満のものを除く)について長期継続契約による場合は、第四十七条の二第一項の契約関係調書等により合議しなければならない。

第四十七条の二第一項中「総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)」を「総務部危機管理室担当課長(防災・危機管理担当)」に改める。

第五十五条中「令第百六十一條第一項第十四号」を「令第百六十一條第一項第十七号」に改める。

別表第12役務費の項中「後納契約または」を「、後納契約又は」に改め、同表13委託料の項中「単価契約」を「長期継続契約若しくは単価契約」に、「または」を「又は」に改める。

様式第十六号(その四)中「 年 月 日(納期日)」を「納期限(別紙内訳書参照)」に改める。

様式第二十号(その一)中「手続き」を「手続」に改め、同様式ご注意第一項中「納入済」を「納入済み」に改め、同様式ご注意中第四項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

#### 4 教 示

(1) この督促に不服があるときは、この督促があつたことを知つた日の翌日から30日以内に、名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。

(2) この督促の取消しの訴えは、この督促についての異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。)、この督促の取消しの訴えを提起できます。

イ 異議申立てのあつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第二十号(その一)中「手続き」を「手続」に改め、同様式ご注意中第四項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

#### 4 教 示

(1) この督促に不服があるときは、この督促があつたことを知つた日の翌日から30日以内に、名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。

(2) この督促の取消しの訴えは、この督促についての異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。)、この督促の取消しの訴えを提起できます。

イ 異議申立てのあつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第二十五号中「収入印紙」を削り、「うえ」を「上、」に改める。

様式第四十七号注意第五項中「支給時期を各年度ごとに定める期末手当」を「給与条例第21条第7項に規定する必要な調整を行い支給することができる期末手当」に改める。

様式第八十六号中「〔入札書比較価格¥  
〔うち消費税及び地方消費税額¥  
〔入札書比較価格¥〕〕」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 不要な箇所は、=印で抹消すること。

「落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」

様式第八十九号中

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正

**第二条** 名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十二号)の一部を次のように改める。

様式第二十一号(その一)中「 年 月 日(納期限)」を「納期限(別紙内訳書参照)」に改める。

#### 附 則

##### 1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正に伴う経過措置)この規則施行の際第一条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第四十七号の用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかるらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合公有財産管理規則及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

**名古屋港管理組合規則第九号**

名古屋港管理組合公有財産管理規則及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**(名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部改正)**

**第一条** 名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「使用料は、」の下に「年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに」を加え、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 使用料の納期限は、次のとおりとする。

使用の区分	使用開始の日が月 で初日から十日ま までの十日から二十 日まで	翌月の十日	納期限 口座振替による い納付の場合
使用開始の日が月 の二十一日から未 日まで	翌月の二十日	翌月の末日	口座振替による 納付の場合

備考 使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料の納期限は、口座振替によらない納付の場合、毎年度五月十日とし、口座振替による納付の場合、毎年度五月末日とする。

3 第一項の規定にかかわらず、部長は、四月一日から翌年以降の三月三十一日までを期間として使用許可する場合で、当該使用料の年額が五百万元以上であるときは、使用料を分納させることができる。この場合の当該年度の使用料の納期限は、次のとおりとする。

区分	納期限
四月、五月及び六月分	四月末日
七月、八月及び九月分	六月末日
十月、十一月及び十二月分	九月末日
一月、二月及び三月分	十二月末日

4 前二項の規定による納期限が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは二月二十一日に当たるときは、同各項の規定にかかわらず、これら日の翌日をもつてその納期限とみなす。

第十五条に次の二項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、部長は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予することができる。

6 部長は、第三項又は前項の規定により、使用料を分納させ、又は徴収を猶予しようとするときは、あらかじめ当該分納又は徴収の猶予を受けようとする者から行政財産使用料分納申請書(様式第四号)又は行政財産使用料徴収猶予申請書(様式第五号)を提出させなければならない。

様式目次 「様式第4号 行政財産使用料徴収猶予申請書  
様式第5号 行政財産使用料分納申請書

請書「**様式第4号 行政財産使用料分納申請書  
様式第5号 行政財産使用料徴収猶予申請書**」に改める。

「**様式第四号を削り、様式第五号を様式第四号とし、同様式の次に次の二様式を加える。**」

様式第5号（第15条関係）

## 行政財産使用料徴収猶予申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

次のとおり使用料の徴収の猶予を受けたいので、承認してください。

使 用 料	円
猶 予 期 限	年 月 日まで
既許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 占用料等を全額納付する場合

許可の日	納期限	
	口座振替による 納付の場合	口座振替による 納付の場合
月の初日から十日 まで	翌月の十日	
月の十一日から 十日まで	翌月の二十日	翌々月の十日
月の二十一日から 末日まで	翌月の末日	

備考 占用料について、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料の納定期限は、口座振替によらない納付の場合、毎年度五月十日とし、口座振替による納付の場合、毎年度六月十日とする。

二 占用料を分納する場合

区分	納期限	
	口座振替による 納付の場合	口座振替による 納付の場合
第一期分(四月、 五月及び六月分 をいう。)	四月三十日	五月十日
第二期分(七月、 八月及び九月分 をいう。)	七月三十一日	八月十日
第三期分(十月、 十一月及び十二月 分をいう。)	十月三十一日	十一月十日
第四期分(一月、 二月及び三月分 をいう。)	一月三十一日	一月十日

3 第九条に次の二項を加える。

この二項の規定による納定期限が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は一月一日、同月三日若しくは十一月三十一日に当たるときは、同各項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をもってその納定期限とみなす。

**この附則** この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第十号

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する

規則

名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋

港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

土地及び建物	その他当該土地及び建物の位置、形状等を考慮して特に必要と認める場合	使用料条例第二条の規定により算出した額に乘じて、近隣地域又は類似地域の賃料水準その他の事情を考慮して定める額
--------	-----------------------------------	--

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

#### 名古屋港管理組合規則第十一号

名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則等の一部を改正する規則

(名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則の一部改正)

第一 条 名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則(昭和五十五年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

## 様式第4号（第7条関係）

## 港湾環境整備負担金額決定通知書

第 号

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者 印

港湾環境整備負担金額を次のとおり決定しましたので、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例第8条第1項の規定により通知します。

工事区分		工事に要した費用に負担割合を乗じて得た額 (A)	負担区域内の工場等敷地面積の合計 (B)	負担対象面積 (C)	負担金額 (C) (A) × ————— (B)	摘要
施工年度	工事の種類					
計						

## 教示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部改正)  
**第二条** 名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十一年名古屋港管理組合規則第11号)の一部を次のように改定する。

〔様式第11号及び様式第四号中「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。」〕

〔教示〕

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔改める。〕

〔様式第十号中「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。」〕

〔教示〕に改め、同様式様式第11号を次のように改める。

- 2 教示欄には、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める教示文を記載すること。

(1) 名古屋港管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知する場合

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第1号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第2号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び廃止に関する条例に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成十四年名古屋港管理組合規則第十六号)の一部を次のように改定する。

様式第六号第四項中「この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定に基づき、名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。」を削り、同様式に次の1項を加える。

5 教示

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔様式第八号中第四項を次のように改める。〕

4 教示

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

本規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第10号

平成17年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成15年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 平成15年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入
第1款 分担金及び負担金	6,485,810,819円
第1項 負担金	6,485,810,819円
第2款 使用料及び手数料	9,453,479,330円
第1項 使用料	9,453,458,930円
第2項 手数料	20,400円
第3款 国庫支出金	1,292,390,000円
第1項 国庫負担金	1,292,390,000円
第4款 財産収入	4,178,994,997円
第1項 財産運用収入	4,108,842,392円
第2項 財産売払収入	70,152,605円
第5款 寄附金	0円
第1項 寄附金	0円
第6款 繰入金	1,409,380,565円
第1項 他会計繰入金	209,380,565円

	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
第2項 他会計借入金	1,200,000,000円					
第7款 繰越金	931,160,891円					
第1項 繰越金	931,160,891円					
第8款 諸収入	2,657,088,629円					
第1項 延滞金、加算金及び過料	1,731,749円					
第2項 預金利子	560,923円					
第3項 受託事業収入	1,410,488,077円					
第4項 貸付金元利収入	1,049,063,902円					
第5項 雑入	195,243,978円					
第9款 組合債	8,863,000,000円					
第1項 組合債	8,863,000,000円					
歳 入 合 計	35,271,305,231円					
	歳 入 合 計	35,271,305,231円				
第1款 議会費	150,403,965円					
第1項 議会費	150,403,965円					
第2款 総務費	3,301,027,687円					
第1項 総務管理費	3,232,300,117円					
第2項 監査委員費	68,727,570円					
第3款 企画調整費	807,884,189円					
第1項 企画調整管理費	731,031,769円					
第2項 調査費	76,852,420円					
第4款 港営費	4,500,108,739円					
第1項 港営管理費	1,095,451,896円					
第2項 運営費	3,404,656,843円					
第5款 建設費	14,892,680,786円					
第1項 建設管理費	1,641,953,694円					
第2項 整備費	13,250,727,092円					
第6款 公債費	10,218,281,521円					
第1項 公債費	10,218,281,521円					
第7款 予備費	0円					
第1項 予備費	0円					
歳 出 合 計	33,870,386,887円					
	歳 出 合 計	33,870,386,887円				

**名古屋港管理組合告示第11号**

平成17年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

**平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出  
決算**

	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
第1款 水族館振興基金収入	150,620,579円					
第1項 財産収入	127,514円					
第2項 寄附金	5,250,000円					
第3項 繰入金	70,000,000円					
第4項 繰越金	0円					
第5項 積戻金	75,243,065円					
第2款 海事文化振興基金収入	113,897,142円					
第1項 財産収入	22,142円					
第2項 寄附金	4,050,000円					
第3項 繰入金	30,000,000円					
第4項 繰越金	10,000,000円					
第5項 積戻金	69,825,000円					
第3款 緑化振興基金収入	96,208,894円					
第1項 財産収入	37,850円					
第2項 寄附金	31,858,544円					
第3項 繰入金	0円					
第4項 繰越金	0円					
第5項 積戻金	64,312,500円					
歳 入 合 計	360,726,615円					
	歳 入 合 計	360,726,615円				

**名古屋港管理組合告示第12号**

平成17年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成17年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

**平成17年度名古屋港管理組合一般会計予算**

平成17年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

**第1表 歳入歳出予算**

歳 入

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 8,581,117
	1 負 担 金	8,581,117
2 使 用 料 及 び 手 数 料		9,576,772
	1 使 用 料	9,576,762
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,448,600
	1 国 庫 負 担 金	1,448,600
4 財 産 収 入		4,480,400
	1 財 産 運 用 収 入	4,480,370
	2 財 産 売 払 収 入	30
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		1,017,220
	1 他 会 計 繰 入 金	267,220
	2 他 会 計 借 入 金	750,000
7 繰 越 金		400,000

	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		1,632,631
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 預 金 利 子	600
	3 受 記 事 業 収 入	258,500
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,180,595
	5 雜 入	192,916
9 組 合 債		9,823,250
	1 組 合 債	9,823,250
歳 入 合 計		36,960,000

## 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		159,515
	1 議 会 費	159,515
2 総 務 費		6,333,922
	1 総 務 管 理 費	6,261,857
	2 監 査 委 員 費	72,065
3 企 画 調 整 費		871,232
	1 企 画 調 整 管 理 費	822,026
	2 調 査 費	49,206
4 港 営 費		5,922,738
	1 港 営 管 理 費	1,204,246
	2 運 営 費	4,718,492
5 建 設 費		11,592,593
	1 建 設 管 理 費	1,558,143
	2 整 備 費	10,034,450
6 公 債 費		12,050,000
	1 公 債 費	12,050,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		36,960,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
名古屋港基本構想策定調査費	平 成 18 年 度	千円 24,000
港湾計画改訂基礎調査費	平 成 18 年 度	18,000
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成18年度～平成20年度	1,240,000
賃名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成17年度～平成21年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、69,774千円及び利息相当額を限度として補償する。
賃名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成17年度～平成21年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、245,500千円及び利息相当額を限度として補償する。
賃名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成17年度～平成36年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、641,600千円及び利息相当額を限度として補償する。
賃名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成17年度～平成21年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、18,500千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
公 共 事 業	千円 5,950,000			
港湾整備事業	536,000			
单 独 事 業	1,077,000			
コンテナ埠頭整備事業	2,130,750			
フェリー埠頭整備事業	129,500			
計	9,823,250			

## 平成17年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成17年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 258,430
	1 財産収入	200
	2 寄附金	10
	3 繙入金	10
	4 繙越金	10
	5 積戻金	258,200
2 海事文化振興基金収入		9,090
	1 財産収入	60
	2 寄附金	10
	3 繙入金	10
	4 繙越金	10
	5 積戻金	9,000
3 環境振興基金収入		480
	1 財産収入	200
	2 寄附金	220
	3 繙入金	20
	4 繙越金	20
	5 積戻金	20
歳入合計		268,000

歳 出

款	項	金額
1 水族館振興基金		千円 258,430
	1 積立金	230
	2 繙出金	258,200
2 海事文化振興基金		9,090

	1 積立金	千円 90
	2 繰出金	9,000
3 環境振興基金		480
	1 積立金	460
	2 繰出金	20
歳出合計		268,000

## 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施設	事項	備考
事業量		平方メートル	
	上屋 43棟	一般使用許可面積 91,093	
		専用使用許可面積 40,677	
	貯木場 8か所	一般使用許可面積 455,450	
		専用使用許可面積 995,430	
	荷役機械 13基	時間 15,466	
	ひき船 5隻	時間 7,284	
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事 千円 357,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款 施設運営事業収益		4,080,000千円
第1項 営業収益		4,076,995千円
第2項 営業外収益		2,985千円
第3項 特別利益		20千円
支出		
第1款 施設運営事業費用		3,867,000千円
第1項 営業費用		3,510,172千円
第2項 営業外費用		346,808千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,091,270千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的取支調整額7,000千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,084,270千円で補てんするものとする。)。

収入		
第1款 資本的収入		475,030千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 寄附金		10千円
第3項 貸付金返還金		475,000千円
第4項 その他資本的収入		10千円

支 出			
第1款	資	本	的
第1項	建	設	改
第2項	固	定	良
第3項	企	業	費
	資	產	購
	債	償	入
	償	還	費
			金

## (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 567,550千円

## (たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

## 平成17年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

## (総 則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	500,000立方メートル
護岸整備	300メートル

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	埋	立	事 業 収 益
第1項	営	業	外 収 益
第2項	特	別	利 益
支 出			
第1款	埋	立	事 業 費 用
第1項	営	業	費 用
第2項	営	業	外 費 用
第3項	特	別	損 失
第4項	予	備	費

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	資	本	的
第1項	企	業	収 入
第2項	埋	立	業 債
第3項	雜		収 入
第4項	固	定	資 產 賣 却 代 金
支 出			
第1款	資	本	的
第1項	南	部	地 區 埋 立 事 業 費
第2項	西	部	地 區 埋 立 事 業 費
第3項	南	5	区 埋 立 事 業 費
第4項	總		係 費
第5項	企		業 債 費
第6項	他		會 計 貸 付 金
第7項	雜		支 出
第8項	予		費

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 埋立整備事業

限 度 額 400,000千円

起債の方法 普通貸借又は債券発行

利 率 8.5%以内

償還の方法 政府資金について融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 402,729千円

## (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

## (重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	南部地区内	25,012平方メートル	譲渡
	土地	西部地区内	12,500平方メートル	譲渡

## 名古屋港管理組合告示第13号

平成17年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成16年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

## 平成16年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成16年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,140,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

## (組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 使用料及び手数料		9,367,303	△ 32,700	9,334,603
	1 使用料	9,367,293	△ 32,700	9,334,593
3 国庫支出金		1,287,013	9,000	1,296,013
	1 国庫負担金	1,287,013	9,000	1,296,013
9 組合債		9,326,130	241,000	9,567,130
	1 組合債	9,326,130	241,000	9,567,130
歳入合計		35,923,000	217,300	36,140,300

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 建 設 費		千円 13,010,269	千円 217,300	千円 13,227,569
	1 建 設 管 理 費	1,581,339	0	1,581,339
	2 整 備 費	11,428,930	217,300	11,646,230
歳 出 合 計		35,923,000	217,300	36,140,300

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
2 総務費	1 総務管理費	専用名古屋港埠頭公社貸付金	千円 —	千円 839,500
5 建 設 費	2 整 備 費	飛島ふ頭道路整備費	—	260,000
		鍋田ふ頭道路整備費	—	120,000
		汐止・空見ふ頭護岸整備費	—	240,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	—	184,000
計			715,000	2,358,500

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共事業	千円 5,456,000	千円 241,000	千円 5,697,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	9,326,130	241,000	9,567,130			

## 名古屋港管理組合告示第14号

平成16年名古屋港管理組合告示第31号（名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則第8条の2の規定に基づく制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

2の表潮見ふ頭地区の項中「及びBW岸壁」を「、BW岸壁及びBE岸壁」に改める。

**名古屋港管理組合告示第15号**

平成17年名古屋港管理組合告示第1号で使用停止した次の港湾施設は、平成17年3月22日から使用を再開した。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 浮桟橋

名 称	位 置	材 質	長さ	幅	深さ	型 式
外航通船用 第3浮桟橋	海部郡飛島村地先	鋼	メートル 15.01	メートル 6.01	メートル 1.10	平行式浮桟橋

**名古屋港管理組合告示第16号**

次の名古屋港ポートビル施設は、平成17年4月1日から次のとおり変更する。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

変更前

(1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ一P)	名古屋市港区港町地内	22,591m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭南駐車場 (ガ一南)	名古屋市港区港町地内	2,943m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭西駐車場 (ガ一西)	名古屋市港区西倉町地内	12,093m <sup>2</sup>
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目 501番1号	29,700m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭北駐車場 (ガ一北)	名古屋市港区浜二丁目 1203番	1,886m <sup>2</sup>
入船駐車場 (入船一P)	名古屋市港区入船一丁目地内	2,799m <sup>2</sup>
西倉臨時駐車場	名古屋市港区西倉町地内	6,111m <sup>2</sup>

備考 ガーデンふ頭西駐車場 6,841m<sup>2</sup>、ガーデンふ頭北駐車場、入船駐車場 2,799m<sup>2</sup>及び西倉臨時駐車場 200m<sup>2</sup>については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

## (2) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

## ア 全日使用の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類	位置	有効収容台数		面積
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	111台	5,062m <sup>2</sup>
			屋外	48台	
ガーデンふ頭 駐車場 (ガ-P)	その他の 駐車場	名古屋市港区港町地内	16台		390m <sup>2</sup>
西倉臨時 駐車場	その他の 駐車場	名古屋市港区西倉町地内	133台		3,325m <sup>2</sup>

変更後

## (1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名称 (略称)	位置	面積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ-P)	名古屋市港区港町地内	21,461m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭西駐車場 (ガ-西)	名古屋市港区西倉町地内	15,702m <sup>2</sup>
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目 501番1号	29,700m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭北駐車場 (ガ-北)	名古屋市港区浜二丁目 1203番	1,886m <sup>2</sup>
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	2,799m <sup>2</sup>
西倉臨時駐車場	名古屋市港区西倉町地内	6,111m <sup>2</sup>

備考 ガーデンふ頭西駐車場 6,841m<sup>2</sup>、ガーデンふ頭北駐車場、入船駐車場 2,799m<sup>2</sup>及び西倉臨時駐車場 200m<sup>2</sup>については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

## (2) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

## ア 全日使用の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類	位置	有効収容台数		面積
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	111台	5,062m <sup>2</sup>
			屋外	48台	
ガーデンふ頭 駐車場 (ガ-P)	その他の 駐車場	名古屋市港区港町地内	16台		390m <sup>2</sup>
西倉臨時 駐車場	その他の 駐車場	名古屋市港区西倉町地内	133台		3,325m <sup>2</sup>
ガーデンふ頭 西駐車場 (ガ-西)	その他の 駐車場	名古屋市港区西倉町地内	17台		204m <sup>2</sup>

三

令

## 訓令第一号

組合内一般  
一 出勤簿処理規程及び名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

(出勤簿処理規程の一部改正)

第一条 出勤簿処理規程（昭和二十七年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務部危機管理室担当課長（危機管理担当）」を「総務部危機管理室担当課長（防災・危機管理担当）」に改める。

(名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合行政文書取扱規程（平成十五年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総務部危機管理室担当課長（危機管理担当）」を「総務部危機管理室担当課長（防災・危機管理担当）」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 訓令第二号

組合内一般  
名古屋港管理組合行政文書取扱規程（平成十五年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第五十一条の次に次の二条を加える。

(総務課による選別等)

第五十一条の二 講長は、第五十条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を決定した行政文書について、歴史的資料等の取扱要綱（平成十七年名古屋港管理組合訓令第一号。以下「取扱要綱」という。）の定めるところにより、総務課長による歴史的価値のあるものと認められるかどうかの選別を受けるものとする。

2 講長は、前項の規定により歴史的価値があるものと認められた行政文書を、取扱要綱の定めるところにより、総務課に移管するものとする。

第五十一条中「行政文書」の下に「（前条第一項により総務課に移管するものを除く。）」を加える。

別記一第一二回正中「時刻 10時30分」を「尋ね 午後5時30分

分（24時間制の場合）」に、「時刻 10：30」を「時刻 午後17：5：30

：30（24時間制の場合）」に改める。

(附 則)

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 訓令第三号

組合内一般  
名古屋港管理組合事務決議規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第七項中「建設部担当部長（総合開発担当）は、建設部総合開発室主幹（開発推進担当）の所掌事務に係る別表第一の二の担当課長専決事項の欄に掲げる事項を」を削る。

第七条第四項中「及び建設部総合開発室主幹（開発推進担当）」を削り、同条第五項中「建設部総合開発室にあつては、建設部総合開発室主幹（開発推進担当）が、その所掌する事務に係る担当部長（総合開発担当）の専決事項（別表第一の二の担当課長専決事項の欄に掲げる事項に限る。）」を削る。

別表第二二三管財課の項専任副管理者専決事項の欄中第一号を第二二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 公有財産の使用料及び賃貸料の設定に関すること。

別表第二二三管財課の項課長専決事項の欄第五号中「（第六号

を除く。）」を削る。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 公 告

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立地の分譲について、次の要領により行います。

平成17年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

### 1 分譲場所

弥富町楠二丁目及び三丁目地内

第1区画 約19,000m<sup>2</sup>

第2区画 約46,000m<sup>2</sup>

第3区画 約51,000m<sup>2</sup>

第4区画 約25,000m<sup>2</sup>

第5区画 約25,000m<sup>2</sup>

第7区画 約52,000m<sup>2</sup>

### 2 分譲地の利用目的

港湾貨物の保管施設用地（名古屋港に入出港する船舶の積卸し貨物の保管施設用地。ただし、危険物倉庫を除く。）

### 3 申込者の資格

名古屋港の物流事業に資する次の(1)及び(2)に該当する施設を立地する事業者

(1) 名古屋港を直接又は間接的に利用する貨物を取扱う物流施設

(2) 上記の貨物の保管、卸売展示、流通加工等を行う施設及びこれらの附帯施設

### 4 分譲価格

名古屋港管理組合土地評価委員による評価額

### 5 土地譲渡代金納付方法

原則として、土地譲渡契約締結時に全額納付

### 6 申込者の優先順位

希望区画数の多い者を優先

### 7 分譲方法

(1) 1区画ごとに分譲

(2) 同一区画の希望者が、複数の場合は抽選

(3) 申込者の希望により分筆も可

### 8 申込（照会）先

名古屋港管理組合建設部管理課庶務係

電話番号(052)654-7925

ファックス番号(052)654-7998

### 9 申込書類

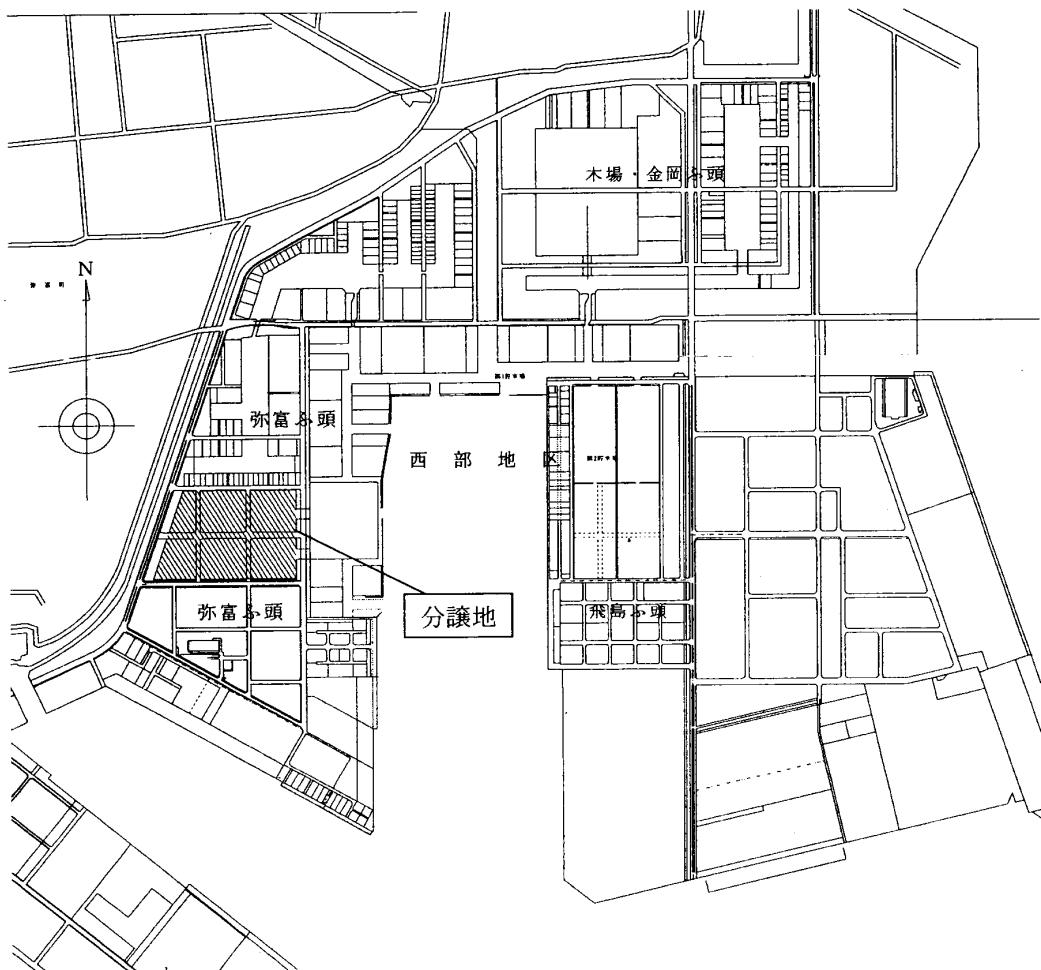
名古屋港管理組合建設部管理課庶務係に用意してあります。

### 10 その他

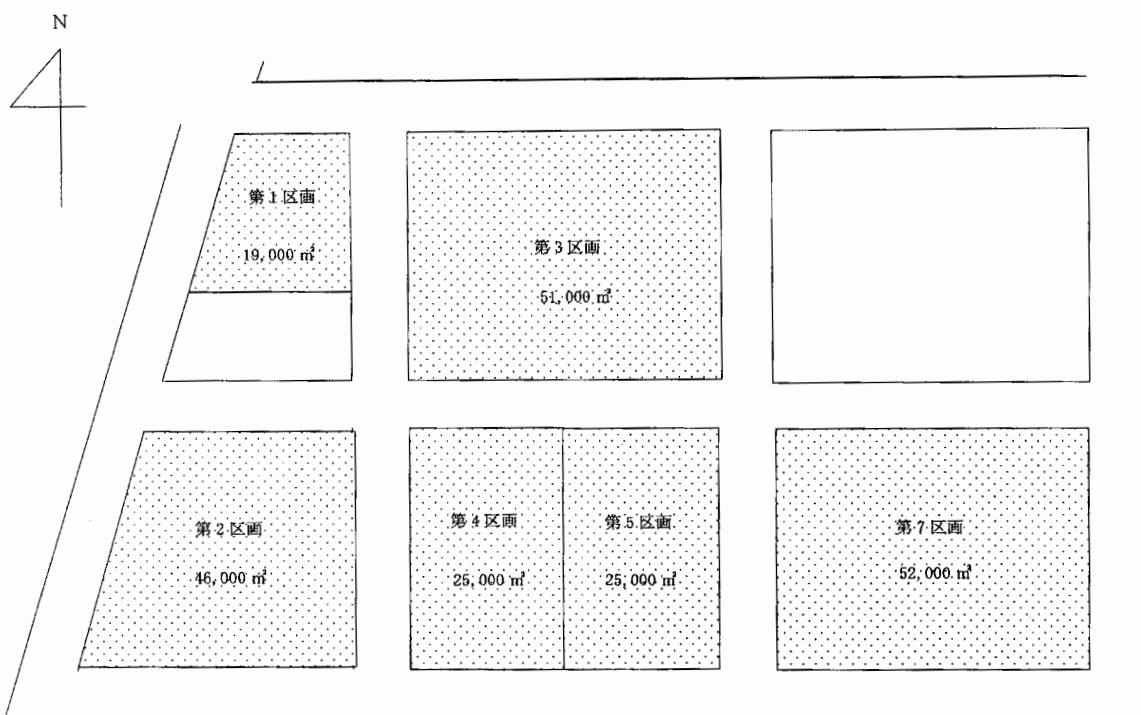
(1) 複数の者が、1区画を合同で申込むことができます。

詳細は、申込み先に照会してください。

(2) 区画内に立ち入って調査をするときは、許可を得て行ってください。



第7貯木場埋立地分譲箇所図



## 議会事項

名古屋港管理組合議会事務局に関する規程（昭和三十七年四月一日）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合議会

議長 立松 誠信

第1条庶務係の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第11条第四項の表運転士の項を削る。

第五条第一項第一号中「及び運転士」を「である職員」に改め、同項第三号中「日帰りの旅行命令」の下に「(外国旅行を除く)」を加え、同項第五号中「手続き」を「手続」に改める。

### 附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

### 名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年十一月11十八日名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合議会

議長 立松 誠信

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

### 〔教示〕

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に  
改める。

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕に改め、同様式備考第1号を次のように改める。

2 教示欄には、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める教示文を記載すること。

(1) 名古屋港管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知する場合

1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港

管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第1号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第2号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

〔教示〕  
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

## 監査委員事項

### 名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改める。

平成十七年四月一日

名古屋港管理組合監査委員 江口 文雄  
同 同 加藤 雄也  
柳田 昇二

「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

### 〔教示〕

1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に  
改める。

「この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

〔教示〕に改め、同様式備考第1号を次のように改める。

2 教示欄には、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める教示文を記載すること。

(1) 名古屋港管理組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知する場合

1 この決定について不服があるときは、この決定が

あつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (2) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第1号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項第2号に該当する決定をする場合で、同条例第15条第3項を準用して通知するとき。

この不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

#### 附 則

以上の規定は、平成十七年四月一日から施行する。